

塩谷総第150号  
平成26年10月3日

環境省

環境大臣 望月義夫 殿

栃木県塩谷町長 見形和



### 栃木県指定廃棄物最終処分場候補地選定に関する質問書について（提出）

平成26年7月30日に、栃木県指定廃棄物最終処分場の詳細調査候補地として、塩谷町寺島入（国有林）が選定されました。

しかし、塩谷町は今回の選定手法等に関し種々の疑問を抱いていることから、別紙により栃木県指定廃棄物最終処分場候補地選定に関する質問書を送付いたします。

つきましては、業務ご多忙のところ甚だ恐縮に存じますが、ご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、再質問や新たな質問等を今後も送付させていただきますので、ご理解とご協力を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

記

### 質問事項 12項目（別紙のとおり）

#### 《担当》

栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生741番地

塩谷町役場 総務課 指定廃棄物処分場対策班

TEL 0287-45-1115

FAX 0287-45-1840

E-mail : taisaku@town.shioya.tochigi.jp

## 質問書

### 〈候補地の提示方法・事前告知について〉

1. 指定廃棄物処分場候補地の提示方法は、地元の意向を十分に聴取した上で検討すると言っておりますが、提示前に地元の意向を聴取したのでしょうか。詳細調査候補地と言えども、提示する前に地元の意向を十分に聴取する必要があるのではないですか。

見解をお伺いします。

### 〈候補地抽出及び選定過程等について〉

2. 対象とする土地は利用可能な国有地と、利用可能な県有地としていますが、購入可能な民有地という選択肢はなかったのでしょうか。今回の詳細調査候補地のような場所の場合、進入路等の整備に莫大な費用が発生することも考えられ、それらを勘案すると利便性がよい民有地の購入も視野に入れるべきではないのでしょうか。(例:廃ゴルフ場等)

見解をお伺いします。

3. 候補地に隣接する西荒川の支流の上流部は、傾斜がきつく多くの沢が幾重にも流れ込んでおり、その沢のほとんどから土砂や岩石が流れ込み堆積しております。広島県の災害のような降雨があった場合、土石流が発生する可能性が高い場所だと思います。たまたま下流に民家等が無いために土石流危険渓流にはなっていませんが、民家があれば危険渓流に指定されてもおかしくない場所です。このような事実を確認した上で候補地を選定したのでしょうか。

また、現在、危険渓流の指定がかかっていない場所でも、建造物が造られることにより、指定しなければならなくなる可能性のある場所であることも考慮した上で候補地を選定したのでしょうか。

見解をお伺いします。

4. 突然、多くの登山者が犠牲になった御嶽山の噴火。以前の分類では「死火山」とされていましたが、約50年前から火山活動が活発化し、常時観察が必要な活火山47カ所に指定されました。

現在、日本にはこれらを含めて110カ所の活火山がありますが、いずれの活火山も噴火する恐れがあることは専門家の方々も指摘をされております。

今回の候補地のある「高原山」も、休火山から活火山になり、現在も塩原温泉側で噴煙をあげています。塩谷町高原地区の住民も微動や地鳴りは毎日のように感じていると証言しており、高原山も噴火する可能性があります。このような状況を勘案した上で候補地を選定したのでしょうか。

見解をお伺いいたします。

5. 保管したものが漏れた場合の対策は現時点で考えているのでしょうか。候補地は関東の水源となる西荒川ダムの上流部であり、また、地下水脈は鬼怒川にも影響を与えると考えられ、放射性物質が流れ出した場合、関東一円にその被害が及ぶと予想されます。

異常気象による『想定外』は常に起こりうる状況の中で、100%安全という施設を建設することは不可能であり、そのことから考えれば候補地は地理的リスクが大きいと考えられますか、環境省としてはどのように考えているのでしょうか。

見解をお伺いします。

6. 評価基準の中で、水源との近接状況がありますが、今回の評価では水源の地点を東古屋簡易水道施設としております。

しかしながら、候補地に近接する町営豊月平放牧場には施設内の生活用水及び放牧牛の飲用水として利用している水源があり、水源との近接状況ということであればこちらを水源として捉えるべきではないのでしょうか

見解をお伺いします。

#### <施設及び処分方法の安全性について>

7. 指定廃棄物を焼却処分した焼却灰は放射能レベルが高くなると予想されますが、その焼却灰の保存期間は何年と予測しているのでしょうか。100年、200年と経った後の最終的な安全確認は誰がどのように行うのでしょうか。

見解をお伺いします。

8. 施設を管理していく上で、自然災害や人為的なミス等によるリスクマネジメントは考慮しておかなければならぬと思いますが、環境省では指定廃棄物処分場において、自然災害や人為的なミス等による火災・爆発等を含む事故が発生した場合の対策について、どのようにお考えなのでしょうか。

見解をお伺いします。

9. 放射性廃棄物を燃やすという世界的に例がほとんどない中で、環境省ではほぼ100%放射性セシウムを除去できると言っておりますが、バグフィルターの信頼性がどれほどあるのでしょうか。

また、バグフィルターは2~3年は交換の必要がないと言っていますが、その耐久性は何を根拠にしているのでしょうか。

見解をお伺いします。

## <風評被害について>

10. 最終処分場建設に伴い、起これうる風評被害は塩谷町に留まるものではないと考えています。世界遺産の日光の寺社、鬼怒川・塩原の温泉郷、そして県都宇都宮市等の隣接市町も含め、予想される栃木県内での風評被害の内容・規模について、環境省ではどのように考えているのでしょうか。

また、指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地に選定されただけですでに始まっている風評被害に対する実害の補償及び住民の精神的な苦痛に対する補償についてはどのように考えているのでしょうか。

見解をお伺いします。

## <その他>

11. 市町村長会議等の資料で、処分場の表現の一部が「指定廃棄物最終処分場」から「指定廃棄物処分場」へ変わってきていますが、今回、建設するものは「指定廃棄物最終処分場」なのですか。それとも「指定廃棄物処分場」なのですか。

また、「指定廃棄物最終処分場」、「指定廃棄物処分場」とはどのような施設で、どのような違いがあるのですか。

さらに、途中から「指定廃棄物最終処分場」と言う表現が「指定廃棄物処分場」に変わったのは何らかの意図があるのでしょうか。

見解をお伺いします。

12. 被災地である福島県の中間貯蔵施設では、「貯蔵開始から30年以内に県外で処分する」とした法制化を約束しておりますが、その県外とは、どこを指しているのでしょうか。法制化を以って具体的な都道府県をお示しになるのでしょうか。

見解をお伺いします。